

1 無料低額宿泊所について

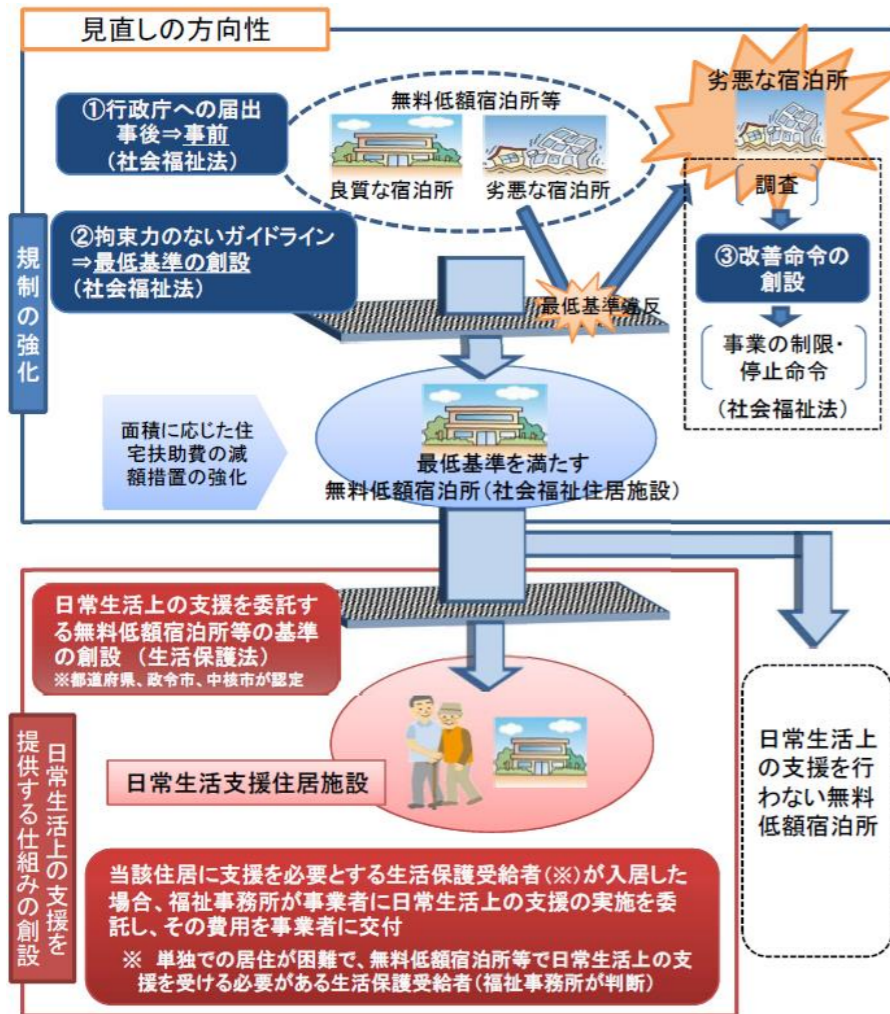
生計困難者のために、無料又は定額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業(社会福祉法第2条第3項第8号に規定する第二種社会福祉事業)

2 本条例制定の経緯について

H15.7月 「無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針」制定

法的拘束力がなく、「貧困ビジネス」の問題等が指摘される

H30.6月 「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法の一部を改正する法律」制定



資料出所: 無料低額宿泊所担当者会議資料(主催:厚生労働省 R1.7.31開催)から抜粋

R1.8月 「無料低額宿泊所の設置・運営に関する基準」制定

改正後の社会福祉法に基づき、都道府県・指定都市・中核市は、国の基準省令に準じ、無料低額宿泊所に関する設備・運営に関する基準を条例で定める。

3 条例の主な内容について

国の基準省令に準じ、設備・運営に関する最低基準を規定する。
なお、生活保護法改正による日常生活支援住居施設については、令和2年10月1日施行が予定されており、今後国が示す具体的な認可や設置等に関する基準等を確認し、来年度、条例整備等を含め検討する。

- 無料低額宿泊所の範囲(第2条)
入居対象を「生計困難者に限定している場合」「生活保護受給者が定員の概ね5割以上であり、居室の使用料や共益費以外の料金を受領している場合」は、無料低額宿泊所に該当する。
- 非常災害対策(第8条)
避難訓練等を年1回以上実施する。
- 規模(第10条)
5人以上の人員を入居させることができる規模とする。
- サテライト型住居の設置(第11条) (R4.4.1施行)
本体施設と一体的に運営される附属施設として、入居定員4人以下の施設を設置できる。
- 設備の基準(第12条)
居室の床面積は7.43㎡以上、ただし地域の実情により4.95㎡以上も可。
- 入居申込者に対する説明、契約等(第14条)
居室利用、サービス提供に当たっては文書による契約とする(保証人不要、契約は原則1年間)
- 利用料の受領(第16条)
食事の提供に要する費用、居室使用料、光熱水費、基本サービス費等の入居者から受領できる費用の基準を規定。
- 定員の遵守(第24条)

4 施行期日について

令和2年4月1日

<参考>

○ 現時点で、本市を含め、福島県内に無料低額宿泊所はない。

	施設数	入所者数	うち被保護者数	
全国	570	17,067	15,457	90.6%
都道府県(22)	333	8,544	7,715	90.3%
東京都	156	3,641	3,383	92.9%
神奈川県	53	937	854	91.1%
指定都市市(15)	200	7,015	6,421	91.5%
横浜市	43	1,268	1,162	91.6%
千葉市	37	2,223	2,153	96.9%
仙台市	23	249	209	83.9%
中核市(16)	37	1,508	1,278	84.7%
八王子市	7	350	301	86.0%
川口市	5	204	190	93.1%

無料低額宿泊事業を行う施設の状況(H30.7月末時点 厚労省調査結果)
条例施行前(=法改正前)の時点での調査